

特別養護老人ホーム白寿荘

重要事項説明書

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0956-28-1181 (午前9時～午後5時30まで)

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 介護老人福祉施設白寿荘の概要

(1) 施設の名称等

施設名称	介護老人福祉施設 白寿荘
所在地	長崎県佐世保市鹿子前町 904-1
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 (4270200712)

(2) 同施設の職員体制

職種	常勤換算	指定基準
施設長	1名	1名
介護職員	59.8名	63名
看護職員	7.7名	
生活相談員	2名	2名
機能訓練指導員	3.7名	1名
介護支援専門員	2.8名	2名
医師	1.2名	1名
管理栄養士	3名	1名
事務職員	9名	1名
歯科衛生士	2名	
その他	4名	

※ 非常勤職員については常勤換算とする。

(3) 同施設の整備の概要

定員	188名	静養室	1室
居室4人部屋	37室 (1室 45.50 m ²)	医務室	1室
居室2人部屋	10室 (1室 23.40 m ²)	エレベーター	5基
居室1人部屋	20室 (1室 15.57 m ²)	食堂	1室
浴室	一般浴槽、特殊浴槽	機能訓練室	1室
		談話コーナー	1室

(4) 主な職種の勤務体制

職種	勤務体制
1. 医師 常勤医	(8:30~17:30) 1名
2. 介護職員	昼間 (8:30~17:30) 各フロア3~5人ずつ 夜間 (17:00~翌10:00) 各フロア2名ずつ
3. 看護職員	早出 (7:30~16:30) 1名 昼間 (8:30~17:30) 3~4名 遅出 (10:00~19:00) 1名 土曜、日曜日、祝日 3~4名 夜間 (17:00~翌10:00) 又は夜間緊急時待機 (オンコール対応)
4. 機能訓練指導員	(8:30~17:30) 2名以上

☆土日祝日は上記と異なります。

3 サービス内容

(1) 介護保険給付の対象となるサービス

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事
朝食 8:00~
昼食 12:00~
夕食 17:15~
入浴又は清拭 (1週間に2回) (事情により入浴できない場合は、清拭で対応)
- ③ 介護 (離床、更衣、整容その他日常生活上の介護)
- ④ 機能訓練
- ⑤ 健康管理
- ⑥ 生活相談及び支援

(2) 介護保険給付の対象とならないサービス

- ① 理美容サービス (外部業者)
- ② 行政手続の実費手数料
- ③ 日常費支払代行実費負担
- ④ レクリエーション・クラブ活動
- ⑤ クリーニング (外部業者)
- ⑥ 入院時の衣類洗濯代 等

4 利用料金

(1) 基本料金等

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額 (自己負担額) と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

サービスの利用料金は、利用者の要介護度、介護保険負担割合証に記載されている負担割合に応じて異なります。

※1日あたりの料金【介護保険1割自己負担額 (2は除く)】を表示しています。

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
1. 基本料金	介護サービス費	589 単位	659 単位	732 単位	802 単位	871 単位	
2. 自己負担	食費	1,750 円 (朝食 460 円・昼食 560 円・おやつ 100 円・夕食 630 円)					
	居住費	個室	1,170 円				
多床室		850 円					
合計料金 (1. 2 の合計)		個室	3,493 円	3,561 円	3,632 円	3,700 円	3,767 円
		多床室	3,173 円	3,241 円	3,312 円	3,380 円	3,447 円

(2) その他の個別加算について

☆ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ (介護職員の処遇改善に要する加算)・・・所定単位の 14%

☆ サービス内容に応じ発生する個別サービス加算

- 日常生活継続支援加算Ⅰ (36 単位/日) ●在宅復帰支援機能加算 (10 単位/日)
- 在宅・入所相互利用加算 (40 単位/日) ●夜勤職員配置加算Ⅰ (13 単位/日)
- 生活機能向上連携加算 (100 単位/月) ●栄養マネジメント強化加算 (11 単位/日)
- 個別機能訓練加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ (Ⅰ：12 単位/日 Ⅱ：20 単位/月 Ⅲ：20 単位/月)
- 褥瘡マネジメント加算Ⅰ・Ⅱ (Ⅰ：3 単位/月 Ⅱ：13 単位/月)
- 外泊時費用 (246 単位/日) ●外泊時在宅サービス利用費用 (560 単位/日)
- 初期加算 (30 単位/日) ●再入所時栄養連携加算 (200 単位/1 回)
- 退所前訪問相談援助加算 (460 単位/回) ●退所後訪問相談援助加算 (460 単位/回)
- 退所時相談援助加算 (400 単位/回) ●退所前連携加算 (500 単位/回)
- 経口移行加算 (28 単位/日) ●自立支援促進加算 (280 単位/月)
- 排せつ支援加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ (Ⅰ：10 単位/月 Ⅱ：15 単位/月 Ⅲ：20 単位/月)
- 経口維持加算Ⅰ・Ⅱ (Ⅰ：400 単位/月 Ⅱ：100 単位/月) ●安全対策体制加算 (20 単位/回)
- 口腔衛生管理加算Ⅰ・Ⅱ (Ⅰ：90 単位/月 Ⅱ：110 単位/月)
- 科学的介護推進体制加算Ⅱ (50 単位/月) ●生産性向上推進体制加算Ⅱ (10 単位/月)
- 特別通院送迎加算 (594 単位/月) ●ADL 維持等加算Ⅰ・Ⅱ (Ⅰ：30 単位/月 Ⅱ：60 単位/月)
- 退所時情報提供加算 (250 単位/回) ●退所時栄養情報連携加算 (70 単位/回)
- 新興感染症等施設療養費 (240 単位/日) ●協力医療機関連携加算 (100 単位/月)
- 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ・Ⅱ (Ⅰ：10 単位/月 Ⅱ：5 単位/月)
- 看取り介護加算Ⅰ

(死亡日以前 31 日以上 45 日以下：72 単位/日、死亡日以前 4 日以上 30 日以下：144 単位/日、
死亡日以前 2 日間：または 3 日：680 単位/日、死亡日：1,280 単位/日)

☆ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます (償還払い)。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

☆ 世帯全員が市町村民税非課税の方や資産要件にて、市町村へ申請することにより『介護保険負担限度額認定証』が交付され、居住費・食費の負担が軽減される場合があります。

利用者負担段階	所得要件	資産要件 (預貯金などの資産)	多床室	個室	食費
第1段階	生活保護受給者の方	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	0円	380円	300円/日
第2段階	市民税非課税世帯者であって年金収入と非課税年金収入（障害年金・遺族年金）の合計が年間80万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	430円	480円	390円/日
第3段階①	市民税非課税世帯者であって年金収入と非課税年金収入（障害年金・遺族年金）の合計が年間80万以上120万円以下	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	430円	880円	650円/日
第3段階②	市民税非課税世帯者であって年金収入と非課税年金収入（障害年金・遺族年金）の合計が年間120万以上	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	430円	880円	1,360円/日
第4段階	課税世帯・上記以外のもの		850円	1,170円	1,750円/日

☆ 経管(経鼻、経腸)栄養剤は手技料・器材も含んだ料金を食事代としていただきます。
※負担限度額に応じた料金となります。

☆ 入所後 30 日(30 日を超える病院又は診療所への入院後に再入所した場合も含む)に限り、上記料金の 30 単位/日、割増となります。

☆ 利用者が外泊し、又は入院したときの費用の取り扱いについて利用者が使用していたベッドは、他のサービスに利用することなく空けておく状態になるため、利用者が外泊し、又は入院したときの費用の取り扱いは、以下の通りとなります。

1. 入所期間中に自宅に外泊または入院した期間について、月をまたがる場合は、最大で 12 日間の外泊時加算が 246 単位/日発生致します。
2. 入所期間中に自宅に外泊、または入院した期間について、負担限度額認定証(1 段階～3 段階)の発行を受けている方は、居住費が外泊(又は入院)当日までご利用頂いていた区分の単位で 6 日間発生致します。負担限度額認定の 4 段階に該当される方は、居住費が外泊(又は入院)当日までご利用頂いていた区分の単位で 30 日間発生致します。
いずれも、保険給付の扱いに応じた料金となりますのでご了承ください。

(3) その他の料金

- ① 理美容費 実費
- ② 行政手続の実費手数料 実費
- ③ 入院時の衣類洗濯代 バケツ 150 2,000 円
※洗濯物の輸送用バケツは白寿荘から貸し出します。
- ④ 利用者の希望で居室にテレビ（19 型までのサイズに限定）を持ち込んだ場合は、電気使用料として月額 500 円を実費負担して頂きます。
- ⑤ その他 実費
上記の他、レクリエーション費用、買い物サービス費用、日常生活品の購入代金のうち、利用者負担が適当であるものについては実費負担して頂きます。

(4) 支払方法

施設利用料金、及び日常費等のお支払いは、ご利用の明細を記載した請求書をご利用の翌月 15 日までに送付致します。請求書に記載された額を指定口座より、口座振替にてお支払をお願い致します。

- ・口座振替日は、毎月 17 日ですが、土・日・祝日の場合は、翌営業日に振替致します。
- ・やむを得ず振替ができなかった場合は、窓口での現金によるお支払い、又は指定口座への振込によるお支払いを請求書の届いた月の月末までをお願い致します。尚、窓口でのお支払いは原則として、平日 8 時 30 分より 17 時 30 分の間をお願い致します。
- ・お支払いを頂いた際には、金融機関の通帳への記載、または振込み明細書をもって領収証に代えさせていただきます。

但し、領収証発行を希望される場合、及び現金によるお支払いの場合には領収証を発行致します。

※その他、日常品等のご購入にあたってはサービス利用料金とは別紙にて立替明細書を発行致します。

5 退所の手続き

(1) 退所手続き

- ① 利用者のご都合で退所される場合
退所を希望する日の 7 日前までにお申し出ください。
- ② 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ア 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
 - イ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合この場合、所定の期間の経過をもって退所していただくこととなります。
 - ウ 利用者がお亡くなりになった場合
- ③ その他
 - ア 利用者がサービス利用料金の支払を 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 10 日以内に支払わない場合、又は利用者やご家族などが当施設や当施設の従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、即刻退所していただく場合がございます。
この場合、契約終了 30 日前までに文書で通知いたします。

イ 利用者が病院または診療所に入院し、3ヶ月以内の退院の見込が明らかではない場合。更にこの3ヶ月間の間でも度重なる入退院を繰り返される場合は、退所していただく場合もあります。(実質の利用が当施設ではなく入院施設が中心である場合) この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出ください。

※利用者が病院または診療所に入院された場合の対応について

入院なさっている利用者の居室ベッドは、空床型短期入所生活介護として使用させていただく場合がございます。また、入院時に予定された退院日より早く退院なさる場合等、退院時に施設の受け入れ準備が整っていない時には、入院時に入所されていた居室、入所階での受け入れが難しい場合もございます。

ウ やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

エ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、要介護1または要介護2と認定され、契約書【第8条の4①から④】の事項に該当されない場合、所定の期間の経過をもって退所していただくこととなります。

6 当施設のサービスの特徴等

(1) 施設の目的

白寿荘は、原則として65才以上であって、加齢に伴い生ずる心身の変化に起因し要介護の状態となった者について、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービスを行なうものとする。

(2) 当施設の運営方針

- 1.白寿荘は、利用者の意志及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って施設サービスを行なうものとする。
- 2.介護にあたっては、施設サービス計画に基づき、可能な限り、利用者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて世話をを行い、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるようにすることを目指すものとする。
- 3.白寿荘は、社会に開かれた福祉施設として、地域社会や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(3) 施設の周辺環境

佐世保市の中心部から程近くのところに、西海国立公園九十九島の玄関口である鹿子前観光港、リゾート施設「西海パールシーリゾート」があり、そこに隣接する白寿荘は四季折々の自然とすばらしい環境に恵まれております。このような環境にマッチするよう近代的な設備を取り入れ、入所者に充実した毎日を過ごしていただくための居住空間を提供し、安心して楽しく過ごせるような環境を準備いたしております。

(4) サービス利用のために

事 項	有 無
従業員への研修の実施	有
サービスマニュアルの作成	有
身 体 的 拘 束	無
そ の 他	

(5) 施設利用にあたっての留意事項

- ア 面会は午前 8 時 30 から午後 20 時 00 までの時間をお願い致します。
- イ 外出、外泊はなるべく事前にお申し出下さい。
- ウ 当施設は、全面禁煙となっておりますので、ご了承頂きますようお願い致します。
- エ 設備、器具の利用に際しては公共物ですので大切にお使い下さい。
- オ 日常生活に必要な以外の金銭・貴重品は、お部屋に持ち込まれないようお願い致します。
- カ 所持品の持ち込みは必要最小限をお願い致します。
- キ 施設外での受診は事前に従業員にお申し出下さい。
- ク 施設での宗教はご自由ですが他の皆様の迷惑になるような活動はお断り致します。
- ケ 動物類は衛生上持ち込みを禁止致します。
- コ 食べ物の持ち込みについては看護師までご相談下さい。
- サ 利用者に面会なさる方は、受付に備えた面会簿に記入をお願い致します。

7 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。(相談員もしくは看護師より)

8 非常災害対策

ア 防災時の対応

火災の際は非常ベルが鳴りますので従業員の誘導に従い速やかに避難していただきます。その他非常の際は従業員が誘導いたします。

イ 防災設備

全館にスプリンクラー設置いたしております。消防署へは非常通報装置を設置いたしております。

ウ 防災訓練

月に 1 回、通報・消火・避難等の部分訓練を行っております。また、年に 2 回は総合訓練も実施しております。

エ 防火責任者

防火管理者 畑島 直柔

9 協力病院等

① 協力医療機関

医療機関の名称 社会医療法人 白十字会 佐世保中央病院
所在地 佐世保市大和町 15 番地

② 協力歯科医療機関

i) 医療機関の名称 スマイル歯科・矯正歯科佐世保
所在地 佐世保市日字町 6 7 8 - 3

ii) 医療機関の名称 あずま歯科医院
所在地 佐世保市瀬戸越 2 丁目 1 9 - 5

iii) 医療機関の名称 歯科 タナカ
所在地 佐世保市谷郷町 2 - 1 5

10 サービス内容に関する相談・苦情

① 施設ご利用者相談・苦情受付担当

担当 生活相談員 兼 介護支援専門員 末永 孝
電話 0956-28-1181

② その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

佐世保市保健福祉部長寿社会課 0956-24-1111

長崎県福祉保健部長寿社会課 095-824-1111

長崎県国民健康保険団体連合会介護保険課 095-826-7293

11 事故発生時の対応

当施設は、利用者に対する当施設サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに佐世保市、利用者のご家族にご連絡するとともに必要な措置を講じます。

なお、その事故の状況及び事故に際して採った措置を記録します。

令和 7 年 4 月 1 日現在